

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (グラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター 学食・サービスセンター等	会議・委員会	教職員勤務	学生のキャンパス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者の キャンパス立入	
A（要注意）	緊急事態宣言等は発出されていなく、十分な感染防止対策を必要とする場合	~6/25 17時迄 キャンパス 建物入口 制限10ヶ所 6/26~8/7 原則19時迄 キャンパス 建物全入口 カード運用 8/8~9/22 夏期休業 時間運用 キャンパス 建物全入口 カード運用	<ul style="list-style-type: none"> ●実験や実技など技術的な指導や対面を必要とする授業科目（大学、高専で取り決める）、大学のPDⅢ科目、修士研究科目及び高専の卒業研究科目は人数を制限して実施する。但し、学生は8月7日迄の授業期間中は学内活動に限る。 ●6月26日以降、対面授業での学外講師の担当を可能とする。 ●それ以外の科目は原則遠隔授業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学内での学外研究者との活動及びRA活動は健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で届出制にて実施できる。 ●6月19日以降は、事前の届出制（出張申請・許可）のもと他県をまたぐ研究活動は、教員のみが活動できる。但し、対面授業を実施している教員は8月7日迄、担当する授業実施を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高専（白山麓）は6月19日迄の間は課外活動を禁止する。 ●大学、高専（金沢）は、6月25日迄の間は活動を禁止する。 ●大学、高専（金沢）は、8月7日迄は学内活動に限る。 ●8月8日以降、学外及び県内外の活動は一定の制限（場所、人數、内容、時間）と許可制のもとで実施できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止対策を講じた運営を行う。なお各機能・サービス時間は、別途ホームページで公表すると共に、県内の感染者状況に応じて一定の利用制限を設ける。 ●授業期間中の8月7日迄の間は、学内関係者のみの利用を可とし、卒業生、放送大学など一般の学外関係者の利用は禁止する。 ●8月8日以降は、夏期休業中の運用を行う。但し、その時の感染者状況などを判断し、利用制限を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止対策を講じた通常勤務、交代制勤務及び在宅勤務のいずれかでの勤務形態を執る。 ●感染防止対策を講じた上で、対面会議は最小限とし、オンライン会議を推奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●マスクの着用、検温など、健康管理・感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。 ●対応者は、面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。 		
B（警戒）	石川県が特別警戒県と指定されていないが、他県が独自の警報発出もしくは特別警戒県に指定されている場合	●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。 ●夏期休業中の集中講義は別途取り扱うものとする。					<ul style="list-style-type: none"> ●警報発出及び特別警戒県への出張は禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●8月8日以降は、夏期休業中の運用を行なう。但し、その時の感染者状況などを判断し、利用制限を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別警戒県への移動は自粛する。帰省地がその対象で移動した場合は2週間のキャンパス立入を禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警報発出県・特別警戒県への出張は禁止する。
	石川県が、独自の警報を発出した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●対面授業での学外講師は禁止 ●県をまたぐ非常勤講師の対面授業は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ●学内の研究活動のみが許可 ●外部からの研究者受入や来所は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ●学外及び県内外での活動は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ●学外の利用者は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的にオンライン会議とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県外への出張は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ●本学の学生のみ許可制にてキャンパスへの立入が許可される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学外者の立入を禁止 	
C（高度警戒）	石川県、首都圏が特別警戒県に指定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言と特別警戒が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究所内の外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。 ●全ての出張を禁止する。 			<ul style="list-style-type: none"> ●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的にはオンライン会議で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●交代制勤務もしくは在宅勤務にて運用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急的に必要な場合に限り、許可制のもと立入を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品などを除き、キャンパスへの立入を禁止する。
D（緊急事態）	国が緊急事態宣言を全国に発出し、石川県を含む多くの自治体が特別警戒県に指定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究所内の活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施（※）できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全面禁止とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン会議のみを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学園機能維持のために、必要最小限の機能以外は、基本的に在宅勤務にて運用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全キャンパスの立入を禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学園機能維持のうちライフゲインフラ以外の立入を禁止する。 	

※「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う課外活動、深夜（22時～5時迄）に亘る課外活動、不特定多数者との飲食等に伴う課外活動は禁止する。

注記4. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発見された場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。